

令和 6 年 2 月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和6年2月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和6年2月29日（木）午後1時30分から午後4時00分

2 場 所 松南地区公民館大会議室

3 出席農業委員 23人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 小林 康基 | 2番  | 中條 幸雄 |
| 3番  | 柳澤 一向 | 4番  | 武井 茂善 |
| 5番  | 中川 敦  | 6番  | 久保 節夫 |
| 7番  | 太田 辰男 | 8番  | 河西 穂高 |
| 9番  | 丸山 茂実 | 10番 | 矢嶋 壽司 |
| 12番 | 塩原 秀俊 | 13番 | 田中 悦郎 |
| 14番 | 細江 弘光 | 15番 | 塩原 俊昭 |
| 17番 | 濱 博   | 18番 | 齋藤 勝幸 |
| 19番 | 橋本 実嗣 | 20番 | 倉科 孝明 |
| 21番 | 塩原 至  | 22番 | 三村 晴夫 |
| 23番 | 二村 喜子 | 25番 | 林 昌美  |
| 26番 | 瀧澤 和子 |     |       |

4 欠席農業委員 3人

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 11番 | 窪田 英明 | 16番 | 河野 徹 |
| 24番 | 上條信太郎 |     |      |

5 出席推進委員 4人

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 推2番 | 中野 千尋 | 推3番  | 大澤 好市 |
| 推5番 | 松田 和久 | 推10番 | 中平 茂  |

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第247号～第252号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……（議案第253号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第254号～第266号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第267号、第268号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第269号～第274号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
……………（議案第275号、第276号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 公共事業の施行に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 山林化農地に関する非農地判断の結果について
- イ 令和6年度農業委員会行事予定（案）について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

|   |              |          |      |       |
|---|--------------|----------|------|-------|
| 9 | 出席職員         | 農業委員会事務局 | 局 長  | 村山 育朗 |
|   |              | //       | 局長補佐 | 川村 昌寛 |
|   |              | //       | 係 長  | 草田 崇博 |
|   |              | //       | 主 任  | 藤井 勇太 |
|   |              | //       | 主 任  | 麻生 沙絵 |
|   |              | //       | 主 事  | 田中 瑞恵 |
|   | 農 政 課        |          | 主 事  | 中村 愛佳 |
|   | //           |          | 主 事  | 城生 涼風 |
|   | 松本農業農村支援センター | 課長補佐     |      | 寺戸久美子 |

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 14番 細江 弘光 委員  
15番 塩原 俊昭 委員  
〔書記〕 川村局長補佐、草田係長

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第247号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料（差替）をお手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をいただきます。

田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。

今月の新規就農者は、個人の方2名と法人で1団体です。

早速、1番、〇〇〇〇さん、住所地は旧市征矢野地区、農地所在地は和田

地区、栽培予定は白ネギで、4筆、59.3アールを借入れ予定です。就農従事者はご本人のみです。出荷等を行う営農目的で就農され、今後は栽培品目や借入地を増やすご意向があります。出荷先はJAを予定されて、販売量で7,000ケース、販売額で約1,000万円を見込んでいらっしゃいます。波田地区で既に2年ほど営農経験を積まれ、今後も農業法人から技術や知識を習得されるそうです。議案は2ページ、26番から29番です。署名は和田地区、塩原農業委員よりいただいております。

続きまして、2番、〇〇〇〇さん、住所地、農地所在地ともに梓川地区、栽培予定は野菜及び牧草で、2筆、11.8アールを借入れ予定です。農業従事者はご本人のみです。就農目的は自家消費を中心とした営農で、議案は3ページの53番です。署名は梓川地区、長崎推進委員よりいただいております。

最後に、3番、一般社団法人〇〇〇さん、法人所在地は島立地区、農地所在地は四賀地区、栽培予定はコーヒー豆、2筆、7.2アールを借入れ予定、農業従事者は1名です。出荷等を行う営農目的で就農され、今後は販売量を増やすご意向があります。出荷先は農業生産法人や個人販売を予定され、4年目の販売量で720キログラム、販売額で約1,400万円を見込んでいらっしゃいます。既にコーヒー豆の栽培に実績がある法人から技術や知識を習得しながら進められるそうです。議案は6ページ、10番です。署名は四賀地区、久保農業委員及び島立地区、濱農業委員よりいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、地元の委員から補足説明をお願いします。

1番、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 1番目の〇〇〇〇さんですけれども、お住まいは征矢野だそうです。それで、和田の農地の約60アールがまとまった一角に60アール確保できるということで、そのところで白ネギを中心とした経営をスタートさせていきたいと、こんな計画で、今、準備を進めている段階です。それで、彼は農業経験が全くないわけですがけれども、就職、一時期車の販売というか、営業のほうに2年ほど携わった後、波田の農業法人〇〇〇〇、ここは県の農業法人会の元会長さんをされた経営法人でありあすけれども、そこで2年ほど白ネギ、苺、ネギ、スイカ、リンゴと、こんなような幅広く経験を積まれて、たまたま和田の農地が確保できるということで、独立を考えた、こんなお話でした。それで、まだ彼、独身なんですけれども、取りあえずのところは白ネギを始めていきたいと。面談してみまして、非常に意欲的な方でありまして、将来的には規模を拡大する、それからまた長芋等もやってみたい、こんなような非常に意欲的な方でありました。まだ農機具等の準備といいますか、出荷の手当てができてないものですから、私のほうから、倉庫で荷造りの機械を作動させるための電力を引くこと、それからJAの和田の青年部に所属して活動すること、それから農機具等

の設備を準備していくに当たっては、過大投資を避けるというようなことをちょっとアドバイスの的に行なって、そんなようなことも聞いて、参考にしながら、これからやっていくとお話でしたので、非常に期待のできる青年だというふうに思いました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、2番、〇〇さん。倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

〇〇さんは現在、介護士をされておられて、最近、現在居住の住宅を購入しまして、生坂村から移住された方です。自宅から400メートル離れた農地をお借りして、野菜栽培とヤギを3匹ほど飼育されているそうで、牧草地としての利用を希望されています。農地自体は、以前は果樹園でしたけれども、現在、片づけて、普通畑になっておりました。管理するにも、面積的には十分やれると判断しておりますので、特段の問題はないと考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、3番、〇〇〇〇さん、久保委員、濱委員の順でお願いします。

久保農業委員

一般社団法人〇〇〇と書いてありますけれども、〇〇〇〇の子会社ということで、法人であります。四賀の中で取出と松茸山荘がある穴沢とのちょうど境辺りにテニスコートとソフトボールの球場がありまして、恥ずかしながら、ここは四賀村当時から農地のままで転換しておりません。今、いわゆる農地のところでハウス栽培をするということで、先ほど事務局から説明がありましたように、実際物になるのは3年から4年かかるということで、テニスコートの跡ですから、それがうまくいけば、隣にあるソフトボール場も使えるんじゃないかということで、四賀としては有効利用になりますので、ぜひうまくいっていただきたいというふうに思っております。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、濱委員、お願いします。

濱農業委員

今お話にあったように、〇〇〇〇さんの社長が一緒ということで、一般社団法人を立ち上げております。〇〇〇〇さん、いろいろ業務やっていて、この〇〇〇〇というブランドで一般住宅建築したりして販売をしております。その部署かなというふうには思うんですけども、やるということで、〇〇〇〇という会社で開発をしたコーヒーの苗を使ってやるというお話でした。ちょっと心配になったものですから、調べてみたら、〇〇〇〇、多分特許を取ってあると思うんですけども、冷凍、解凍で苗を作るという方式を編み出したそうで、コーヒー豆のほかにもパイナップルだとか、バ

ナナだとか、本土で栽培するという技術もパイナップル、バナナについてはもう確立しているようです。コーヒー豆も、その技術で作った苗木を販売をして、ぜひコーヒー園のオーナーになるということで、もう大々的に売り出している会社です。一番北のほうでやっている方は、秋田でやっている方が、もうコーヒーの木を栽培しております。値段的にも、福岡でやっている方はキロ１０万円、国内生産、有機無農薬ということで、１０万円で何か取引が出たというような記事も載っております。もう〇〇〇〇さんでは、そういう技術的なものを全部指導して、販売まで面倒を見るというシステムもあるそうですので、ここにくっついていけば、もう大丈夫かなという気はいたしました。栽培技術はないようですけれども、後ろ盾がこれだけしっかりした会社、〇〇の会社ですが、ありますので、〇〇さん自体も公共事業をやったり、大きい会社ですし、実際に動くところは、この〇〇〇というところなんですけれども、まあ大丈夫かなというふうに思います。テニスコートの跡だで、これ、地べた心配だねと言ったら、土は入れ替えるというふうにもう計画があるので、そこまで指導いただいてやるのもできる場所なんで、大丈夫じゃないかなというふうに思います。

以上です。

議 長 分からねえな。あれですか。田中さん、その〇〇〇〇さんの、今、濱さん、久保さんおっしゃったが、それ以上の情報ありますか。

田中主事 それ以上の情報ですか。

議 長 はい。  
ちょっとまたその辺ね、ほんと未知の世界だもんで、面白がっちゃいけねえけれども、ちょっと不安というか、ちょっと未確定要素あります。  
農政課ではそれ以上の情報ある。あるね。

議 長 コーヒーだけだよね、はい。  
ちょっとまたリサーチしておいてくれないかな。今、濱さんがおっしゃったような体系の中でやっているということで、勧めるわけでもねえし、何か客観的情報をもう少し深く欲しいなと思います。

濱農業委員 会長。

議 長 はい。

議 長 ああ、そうかい。はい、分かりました。  
今、濱委員のほうでその情報を取っておられるようですので、回しますので、議案とほかにちょっとお目通しをお願いしたいと思います。  
じゃ、農政課から説明をお願いします。  
城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いします。

初めに、さきにお渡ししていた議案に訂正がありましたので、本日差し替えをお配りしています。別冊資料右上に「差替」と記載されている資料をご覧くださいようにお願いいたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

それでは、議案の説明のほうに入らせていただきます。

着座にて失礼いたします。

別冊資料１ページ、５－（１）－ア、農用地利用集積計画決定の件、議案第２４７号です。

合計のみ申し上げますので、１８ページご覧ください。

合計申し上げます。

一般、筆数１４１筆、貸付け７８人、借入れ５１人、面積２３万２，２１０平米。

所有権の移転、筆数７筆、貸付け３人、借入れ３人、面積６，１１１平米。

第１８条２項６号関係、筆数２４筆、貸付け１２人、借入れ５人、面積２万６，８０１平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数１７４筆、貸付け１０７人、借入れ１人、面積２４万９，５７６平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数１５２筆、貸付け１人、借入れ５３人、面積２１万４，９６０平米。

合計、筆数４９８筆、貸付け２０１人、借入れ１１３人、面積７２万９，６５８平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数２２３筆、面積３３万９，５１７平米、集積率は７１．６３％です。

議案第２４７号は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の皆様を対象に伺います。

議案第２４７号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第248号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条、参与の制限の規定により、二村委員には退室をお願いいたします。

(二村農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いします。  
城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第248号です。  
合計のみ申し上げます。  
19ページご覧ください。  
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,862平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。  
議案第248号は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第248号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
二村委員の入室をお願いいたします。

(二村農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第249号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。  
城生主事。



城生（農政課）主事 続きまして、議案第２４９号です。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積２，０８４平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は１００％です。

議案第２４９号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第２４９号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第２５０号 農用地利用集積計画の決定について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件でありますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。  
城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第２５０号です。

２０ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数２筆、貸付け１人、借入れ１人、面積６，６４８平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は１００％です。

議案第２５０号は以上です。

議長 委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長           ご意見等ないようですので、集約いたします。  
議案第250号については、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長           ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議 長           続きまして、251号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件でありますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長           農政課から説明をお願いいたします。  
城生主事。

城生（農政課）主事   続きまして、議案第251号です。  
合計のみ申し上げます。  
合計、筆数6筆、貸付け1人、借入れ1人、面積6,650平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。  
議案第251号は以上です。

議 長           ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長           ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第251号については、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長           ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

退室している丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、２５２号 農用地利用集積計画の決定について上程いたしますが、本件も委員に関係いたしますので、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。  
城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第２５２号です。  
２１ページご覧ください。  
合計のみ申し上げます。  
合計、筆数１３筆、貸付け１人、借入れ１人、面積１万９，２３４平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は１００％です。  
議案第２５２号は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、  
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第２５２号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第２５３号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきこ  
とを要請する件についてを上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
田中主事。



議案第265号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。  
議案第266号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

参考資料として、新規就農者の情報を3ページの参考資料に掲載しております。

以上13件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

やっぱり下限面積がなくなって、やっぱり新規就農者も増えたと、この辺のやっぱり要素もいろいろあると思います。

それでは、地元の委員の方の意見をいただきます。

254号、塩原委員。

塩原（秀）農業委員 今現在も〇〇さんのほうで耕作されていまして、見たんですけれども、大変丁寧に耕作がされて、自家用野菜そこに作られておりますので、特に問題ないと思います。

議 長

それでは、255、256、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

255につきましては、〇〇さんという方が〇〇さんから贈与を受けるということでありますけれども、もともと〇〇さんのお母さんが〇〇さんというところが実家で、その実家が誰もいなくなっちゃったといいますか、その長男は村井の〇〇〇〇ということで外へ出て、次男も外へ出てということで、そのお宅を継いだという考え方でございまして、昔からこの今回の農地、ずっと耕作をしてろいましたので、特に問題ないというふうに考えております。

256号につきましては、この譲渡人、〇さん、浅間温泉に住んでいるということで、相続で農地を取得したわけですが、農地的に耕作ができないため、〇〇〇さんに耕作をずっと依頼していたということで、今回、こういうことで贈与するということになります。

議 長

これ、贈与でしたっけ。売買じゃなかったっけ。

矢嶋農業委員

そういうことで権利を移転するということで、ちょうどこの土地の道向かいが〇さんのご自分の住宅があるということで、問題ないというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議 長

256、贈与でいいですね。ちょっと待ってください。後ほど確認します。  
257号、じゃ丸山委員、お願いします。

丸山農業委員

先日、〇〇〇さんのところに伺って話を聞いてきました。今回、〇〇〇さ

んの入る家が空き家であって、そこに農地つきの空き家ということで、そこに入られるということです。それで、どちらかというと家が欲しかったものですから来たということらしいんですけども、農業も以前住まわれていたところでやっていたということで伺ったものですから、じゃ農業機械だとかそういうものを持っていますかと聞いたら、くわ一本でやっていたと言うものですから、今回、440平米ということになるものですから、くわ一本じゃちょっとできないと思うんで、中古でもいいから管理機なんか買ってやったらどうだという話をしました。それで、もちろん買わなければ農協のほうに行って相談したらどうだということで話をし、ちょっと話をさせてもらいますという話を聞きましたので、中古でいいから買ってやったらどうかということで話をし、何とかやりますという話でした。

以上です。

議 長                    それでは、258、太田委員、お願いします。

太田農業委員            258号、譲渡人が自分では相続した空き家と、それから農地を管理できないということで、それを手放して、譲受人が空き家と同時に購入したその農地を管理するということで、問題ないと思います。

259号については、やっぱり譲渡人が管理ができないということで、親戚の〇〇さんに贈与で農地を管理してもらおうということで、問題ないと思います。

以上です。

議 長                    それでは、260、中川委員、お願いします。

中川農業委員            里山辺でございます。農地の地番が〇〇〇〇－〇でございますが、実はこの横に〇〇〇〇－〇という宅地があります。現状は空き家でございます。この空き家に付随する農地ということになります。ちょうどこの〇〇〇〇－〇、これ、北側が道路、それから東側と西側が宅地、それから南側も全部宅地ということで、住宅に付随する農地ということで、周囲の農地と連担性の全くないような、庭の延長みたいな、そういったところでございます。当該農地の所有者が〇〇〇〇さん、この方は東京にお住まいの方です。その息子さんが〇〇〇〇さんという方で、この方も東京にお住まいです。松本に帰ってくるつもりはない。ついては売りに出したいということで、農地つき空き家の売買ということで、同じ里山辺の〇〇〇さんに売買契約が成立したということになります。〇〇〇さんという方は、若い方、若いご夫婦で、農業経験全くございません。一応新規就農ということですが、実態としては専業農家ではありませんが、下限面積の撤廃とか、あるいは半農半Xとか、小さい農業とか、そういう位置づけの中で、今回の農地守ってほしいと、こういう話でございます。

それから、261号、入山辺の鎌田の件なんですけど、譲渡人が〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんの成年後見人という方がいらっしやいまして、この方



それでは、264号、久保委員、お願いします。

久保農業委員

この取出の地区は、事務局の方は覚えているかもしれませんが、この半年か1年にこの地へ3回行っております。余談ですが、もう一件また出そうですんで、ご苦労さまです。また来ていただきたいと思います。

この〇〇さんの奥さんとお嬢さんは、もう半年以上前にこちらに来て、古民家に住んでおりまして、皆さん、各農業委員が今説明ありましたように、古民家を買って、それに付随する田畑、畑をいわゆる家庭菜園でやっているという話であります。ですので、耕運機とかそういうものも全部ついておりますので、問題はないと思っております。

また、この〇〇さんの奥さんは松川村の出身ですので、安曇野とか松本のことは詳しいので、こういうことも問題ないと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、265、266、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 265につきましては、場所的には波田の三溝駅の前になります。〇〇

〇〇さんから〇〇〇〇さんがということで、ずっと〇〇〇〇さんがスイカの苗を作るためにハウスを建てて借りておりました。〇〇さんは経営規模を拡大したいということでありますので、問題ないかと思います。

266号につきましては、場所的には波田で一番山のところで、中下原というところであります。そこで〇〇さんが〇〇さんの畑を前から緑花木を作っておりまして、ずっと緑花木を生産しておりますので、農地保全のためにやっていただいておりますので、問題ないかと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

麻生さん、256、お願いします。

麻生主任

申請書は贈与で頂いておりましたので、贈与と認識しています。

以上です。

議 長

いいですか、矢嶋さん。

じゃ、そういうことで、この記載のとおりです。

全体を通しまして委員の皆様から意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、13件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第254号から266号について、原



案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、農地法4条の審議に入る前に、先月の定例総会におきまして審議いたしました梓川の営農型太陽光の一時転用につきまして、事務局から補足説明をお願いします。

川村補佐。

川村局長補佐

農業委員会事務局、川村です。

着座にて失礼いたします。

本日お配りした資料で、1枚物ですけれども、右上に太枠で囲った営農型太陽光発電設備についての参考資料というものがお手元にあると思いますので、ご覧ください。

これにつきましては、毎年提出されています知見を有する者の意見書というものが提出されるわけですが、その写しを引用しております。

まず、従来のコケの栽培では、栽培ケースに遮光ネットをかけて栽培することが標準となっており、コケの育成に必要な光量がソーラーパネルによって適正に保持されるときは、遮光ネットが不要ということとなります。このことによって管理経費が削減されます。

なお、ソーラーパネルでの栽培における欠点といたしまして、自然降雨を受けない点がございすけれども、これにつきましては、人工的なかん水装置の導入より、適正な給水を実施しております。

また、後段のほうにも記載されておりますが、今回の現場では、作付用の種を栽培した苗から採取する循環栽培方式っていうことを採用しております。これにつきましては、コケの種を自然界から採取して栽培する現状技術を一步進めた新しい技術でして、栽培された苗の一部を出荷せずに、再播種用の種にしている工法でございす。

資料裏面に移ります。

まず、栽培品目はハイゴケで、収穫までには2年間を要しております。

資料の4に出荷方法がございすが、ケース出荷とドライシート出荷であり、このドライシート出荷というのは、先月もご説明いたしましたロール式のものをイメージしていただければいいかと思ひます。

販売先は、〇〇〇〇株式会社、これ、名古屋のほうで非常に大きく、全国的にも大きくやっている会社のインターネット取引の活用や、外構業者、また〇〇〇〇や〇〇〇〇などの地元園芸店、あと展示会などを使っているようです。

なお、その他にも記載されておりますが、販売先の1つにドバイ、シンガポールへの輸出を予定としておりまして、その場合、ほかの植物の種子が入っていると検疫が通らないおそれがあるため、緩衝帯等は防草シートを施

工し、ほかの植物の作付などは一切行なわないこととしております。  
以上、概要の説明となります。

議 長                    ありがとうございます。  
倉科委員、コメントありますか。

倉科農業委員        いや、特にありませんけれども、今、川村補佐のほうから説明いただいたとおり、農地の周りを防草シートでしっかり保護して、きれいに使われておりますので、そういった点からも、非常にしっかりやられているなという印象は持っています。特に問題とは思っておりません。  
以上です。

議 長                    ありがとうございます。  
二村喜子委員、いいですか、同様の見方で。  
じゃ、ほかの委員の方で何かご質問、ご意見等ありましたら、お聞きしますが。

[質問、意見なし]

議 長                    じゃ、ないようですので、次に進みます。  
続きまして、議案第267号及び268号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
藤井主任。

藤井主任                農業委員会事務局の藤井です。  
それでは、説明をいたします。  
議案書の4ページをお願いいたします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件、説明いたします。  
議案第267号、転用目的は農業用倉庫です。  
続きまして、議案第268号、転用目的は駐車場です。  
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。  
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議 長                    それでは、地元の委員の方からの意見をいただきます。  
塩原至委員、2つお願いします。

塩原（至）農業委員    使用を見ていただきまして、10ページの写真を見ていただきたいと思います。

267号につきましては、〇〇さんが規模を今拡大している最中で、今、実際に自分のやっている仕事はネギとリンゴと桃ということで、やはりい

ろいろな資材がかかるということでありまして、置く場所もあり自宅のほうにはないということで、ぜひ農業倉庫を建てたいという話がございます。実際に自分の土地はこの1か所しかなくて、ここにしか建てられないかなということでもあります。写真では結構農地が本当に広く感じるんですが、本当に狭い場所で、左側はもうすぐうちがありまして、そして向こう側は緑花木ということで、右側がまた宅地になっておりますので、隣等に関して、野菜等は隣の土地の方は、ただ起こしているだけで、耕作がされておりません。だで、隣近所には影になるとか、そういうことはないと思いますので、やむを得ないかと思います。

268号につきましては、前回の総会のときにも追認案件で出ました〇〇さんの件でございます。〇〇さんにつきましては、3人暮らしで、お母さんが年を取っておりまして、介護施設等に行くときに大変不便で、写真の右側が自宅でございます。本当に傾斜地のところで、玄関は普通の2階ぐらいのところにございますので、お母さんを車に乗せることが、お母さんが階段を降りて来ることがなかなか難しいということで、その隣に畑がありますので、そこを一部削って駐車場にして、スロープ等で軽く車に乗せることができるようにしたいということでもありますので、問題ないかと思います。

以上です。

議長                    それでは、現地を見ていただいた矢嶋委員、続けてお願いします。

矢嶋農業委員        267号につきましては、先ほど委員さんおっしゃったとおり、そんなに大きな土地ではないんでありますけれども、そこへ資材等を入れる倉庫を造るということで、周りに与える影響もあまり考えられないというふうに考えておりますので、問題ないというふうに思います。

268号につきましては、この農地、傾斜地になっておりまして、この四角で囲ってある横のところが先ほど委員さん言われたスロープということで、手すりも用意されておりまして、ここのところを土を取って駐車場にするということで、状況を考えて、やむを得ないものというふうに考えております。

議長                    ありがとうございます。

全ての委員の皆さんに伺いますが、この案件に対して何か質疑、意見等ありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議長                    ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第267号及び268号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第269号から274号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、6件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

それでは、総会資料の5ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請の件、説明をいたします。

議案第269号、転用目的は建て売り住宅です。

議案第270号、転用目的は貸し駐車場です。こちらですが、法人の代表取締役の方が個人で土地を取得して、この個人の持っている法人に貸し付けるという意味合いでの貸し駐車場となっております。

続きまして、議案第271号、転用目的は農業後継者の別棟住宅です。

続きまして、6ページお願いいたします。

議案第272号、転用目的は駐車場・資材置場です。

続きまして、議案第273号、転用目的は太陽光発電施設です。こちらですが、1万9,352平米と、面積がかなり大きい面積ですが、第2種農地となっております。立地とすると、山林の中を切り開いて開墾をしたようなエリアで、農地法の中で10ヘクタールの農地に接続するかというのが転用の許可基準の大きな分かれ目になってきますが、今回の申請地については、周り山林に囲まれて、その中を一部開墾したようなエリアになっていますので、10ヘクタールの農地への接続はありませんので、第2種農地となっております。こちらは事業計画者のほうで周辺のほかの土地も検討したそうですが、ほかに適地がないため、やむを得ないと判断しております。

続きまして、議案第274号、転用目的は工事仮設用地の一時転用となります。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議長

ご苦労さまです。

地元の委員の方のご意見を伺います。

269、270、271、矢嶋委員、続けてお願いします。272もそうだね。お願いします。

矢嶋農業委員

まず、269号ですけれども、12ページになります。位置図ですね。場所は、奈良井川に小俣橋という橋が、この地図でいきますと、一番右側の

下のほうです。そこからずっと西へ行きますと、セブンイレブン小俣店というのがあるんです。そのところを右折をしまして、これを真っすぐ下って行くと、北へ向かって行きますと、笹賀の出張所があるという場所になります。所有者の〇〇さんは農業を縮小したいというふうに考えておられて、たまたま〇〇〇〇という会社で笹賀地区の住宅の需要が多いというところで、両者が一致したということで、今回の内容になったんですけれども、どちらかというと道路沿いで、右側にも住宅がありますし、場所的にもそんなに悪い場所ではないかなというふうに考えております。もしここに住宅ができて、周りに与える影響というのはほぼないと。ちょうどこの白い線で囲ってある手前側が道路で、東側から見た形ということになっておりますけれども、その奥に農地ありますけれども、耕作には影響ないというふうに考えておりますので、やむを得ないというふうに思います。

それから、議案番号270ですけれども、次の13ページ、地図を見ますと、この丸のついている右側が菅野小学校という形になります。その反対側の西側のほうは、しばらく行きますと三菱ふそうトラックとか松本市の乗馬場等がある場所で、この下のほうが西南工業団地という形になっております。この場所につきましては、フロンティアスピリットとか、いろいろな会社が駐車場と使っているところが多くて、水がございませぬ。そういうことで、ほとんどが果樹か畑という状況になっております。この場所、四角で囲ってありますけれども、これは北西から撮った写真で、向こう側に見えるのが住宅ずっと建たっております、この右上のところ、ちょうど太陽光パネルがずっと設置されている場所になっております。この会社につきましては、県道松本空港線のところにやはり駐車場、それから事務所等持っておりますけれども、周りがほとんど住宅地になっているということで、規模拡大に併せてこの場所、ほかにもあったんですけれども、条件が合わなくてこの場所になったということで、地権者4人おりますけれども、その方たちと合意を得て、ここに大型トラック、それから従業員の車を止める駐車場ということで計画をしております。この場所です、ね、農地でありますけれども、これができて周りに与える影響というのはほぼないというふうに考えられますので、これもやむを得ないというふうに考えております。

それから、次、議案番号271番ですけれども、位置図でいきますと16ページ、ちょうど下二子という場所になるんですけれども、この写真でいきますと、白で囲ってある右側のうちが〇〇〇〇さんのうちと。今回、娘さん夫婦がうちを継ぐということで、親のそばに住みたいということで、いろいろ検討したんですけれども、ここのご実家の横というところが一番条件が合うということで、今回そういう形にしたんですけれども、建てるうちも平屋ということで、周りに与える、農業に与える影響はないということでありますので、これにつきましても問題ないというふうに考えております。

それから、議案番号272番、15ページになります。上の位置図を見て

いただきますと、丸のついている右側が奈良井川で、ここに、下のほうには上二子橋、上のほうには笹賀橋ということで、右側は流通団地ということで、ちょうど流通団地から笹賀橋を渡って最初の信号機、そこにちゃあしゅう屋というラーメン屋があるんですけれども、そのところを左に曲がって来たところであります。この場所ですね、この土地については、ちょうど今、ブドウ、ちょっと写真でも奥のほうに見えるんですけれども、この写真の奥がパチンコ屋の駐車場で、右が昔ご自分で経営されていた貸し店舗みたいな形になっております。左側がカラオケボックスということで、ここでずっとブドウは作っていたんですけれども、なかなかそういうような状況で、夜間の明かりとかそういうもので、なかなかいいブドウができなかったということで、たまたまそういうときに、この近くに〇〇〇〇〇という方が住宅を建てまして、そこに会社で使う資材とかそういうものも近くに置いてあったんですけれども、会社がだんだん景気がよくなって、資材が置く場所がないと。それから、従業員の駐車場も、この奥のパチンコ屋を借りて置かせてもらっていたということで、そのご本人の所有者もあまり環境的によくない農地ということもあって、お話をしたら、いいだろうということで、そういうことで借りることになったということでございますので、これもこの場所柄、やむを得ないというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、273号、太田委員、お願いします。

太田農業委員

白地の第2種農地を譲渡人2人が自分たちはもう耕作できないということで、太陽光発電業者に販売をしたいと。それも、法律を守りながら販売をしたいということと、それとまた、その販売の代金については、自分たちの生活費に充てたいというようなことです。地図見ていただきますと、16ページの地図で見ると、北から南を見ても、いっぱい木が生えていると。17ページの上の写真も、周りは雑木、その下の写真も見れば、周りは雑木になっておりまして、2人ができなければ、私はしょうがないかなと。また販売代金も生活費に充てたいということなら、なおさらしょうがないんじゃないかなと私は思って、許可をしたいと、そんなふうに思っています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、橋本委員、274、お願いします。

橋本農業委員

274番ですけれども、この場所は、県道奈川木祖線部分から野麦高根線を野麦峠へ向かって2キロくらい行ったところに、左側に奈川の宿場センターの建物がありますが、その入り口隣です。写真を見てもらえば分かる

と思いますが、ここに小屋があって、その横に電柱が2本立っていて、右側の電柱が、今立っている〇〇〇〇の携帯のアンテナです。この申請地の土地は田になっていますが、自分農業委員になってからも、ここは荒廃農地というふうなことで、地主を探していましたが、分からず、今回の件で〇〇〇〇さんの所在が分かりました。〇〇さんは塩尻の娘さんが見ているようでして、お母さんの承諾を得たというふうな話を聞きました。申請内容は工事の仮設用地となっていますが、申請地は今さっきも言ったように、〇〇〇〇のアンテナが立たっていて、その隣に既設の、今の既設の倍の大きなアンテナ立て替え工事のようです。周辺の農地を耕作している人に一緒にちょっと確認をしていただいて、影響はないと思いますので、また公共の携帯基地局であればやむを得ないと判断いたしました。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた農業委員の方に意見を伺うわけですが、269から272までを塩原委員、以降、矢嶋委員に2つお願いします。

じゃ、塩原委員。

塩原（俊）農業委員 まず、269号ですけれども、西側と北側にそれぞれ農地があるわけですが、当該農地に住宅が建たっても、その隣接する西側、北側の農地に耕作には支障ないだろうというふうに判断をして見てきました。

それから、270号ですけれども、これにつきましても、南側のところは太陽光発電ですし、それから東側と西側は農地ですけれども、計画では駐車場用地ということになりますので、これも現地に支障はないだろうというふうに判断いたしました。

それから、271号ですけれども、これは〇〇〇〇さんの自宅の隣接する農地ということで、娘さんが建てられるということで、ほかへの影響はないだろうというふうに見てきました。

それから、272号ですけれども、これにつきましても、奥のほうが駐車場、それから南側が宅地、それから北側も駐車場というような形で、この隣接するところに水路が通っているわけですが、この水路のほうは今回の当該農地よりも高い位置にありますので、ここへ駐車場、それから資材置場を設置しても、水路にも影響ないというふうに判断をしてきました。

以上です。

議長

じゃ、お願いします。

矢嶋農業委員

273号の中山の関係ですけれども、実際に行って見ました。かなり広い土地で、ちょうど東から西へ向かって若干傾斜のある土地で、段差を使って太陽光を設置するような形だと思いました。太陽光のパネルは南向きで、

多分南のほうには何も林があって、ないので、周りの住宅も離れていますので、その影響というのはないと思います。

それと、あとお話を聞く中では、この太陽光の設置した間に溝を掘って、例えば雨が振ったとき、その水をどうするかということで、それぞれ溝を掘って、そこに水をためて、地下浸透させるということで、周りの農地、若干西側のほうに農地はあったんですけれども、もし、計算上は相当な大雨が降っても、その3倍の水をためることができるという計算上で太陽光を設置するようでありますので、周りの農地に与える影響が出ないように、しっかり排水の関係処理していただければ問題ないというふうに考えました。

それと、274号の奈川の仮設用地ですけれども、これは現在立っているアンテナを少し大きくするという委員さんのお話のとおりで、この工事をするための一時的な仮設用地ということでございますので、問題ないというふうに考えます。

以上です。

議長

ちょっと事務局、確認するんですけども、273なんだけれども、僕のほうにも問合せがあったり、やっかむ人が話があったりするんですけども、太田委員からのお話のとおりだと思いますが、法的瑕疵はもちろんないと思うけれども、土石流の問題とか、この4月から条例が公布する。その辺の関係からの瑕疵はあるかどうかという、今の段階でコメントください。

藤井主任

こちらの案件ですが、まず令和6年の4月1日施行を予定している松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例、新しくできる条例があります。今現在、令和6年の3月31日までは、現在、都市計画課というところで松本市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導基準に基づいて、1,000平米以上の太陽光発電の設置については届出をお願いをしています。こちら、今回ご相談をいただく中で、年度末がかりそうだったものですから、現在の太陽光の関係を担当している都市計画課と新しく4月1日より担当する環境地域エネルギー課のほうにも事前に農地法で申請する予定の図面ですとか、雨量の計算の表ですとか、雨水の排水をどう処理していくのかということをご事前にご相談をさせていただいております。まだ審査というわけではありませんが、農地法で出していた図面ですとか、被害防除の計画によると、一応1時間当たり77ミリの雨、災害級の雨を想定しているということですが、その雨が降ったとしても、今回、全てのパネルの1列と1列の間の全てに土の側溝を掘るということなので、その土の側溝が1メートル掘るようです。50センチの1メートル幅で掘ります。それを全部の面積を計算すると、1時間当たり77.6ミリの雨が降ったとしても、その3倍以上は耐えられるような計算になっており、新たな4月1日施行の条例であったり、現在の都市計画課で担当している要綱の基準に照らしても、排水計画としてはやむを得ないじゃないかということで事前のお話はさせていただいてありまして、今後で



すが、農地法の許可が出た後には、新条例、恐らく新条例のほうでの審査になると思いますが、現在の太陽光の基準での届出をするのか、新条例のほうでの許可を受けるのか、いずれかの方法で審査は受けていくことになると思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

松田委員、何か補足ありますか。

松田推進委員

補足じゃないですけども、この土地は、先ほど話あったように、昭和20年代に中山地区、それから中山地区外の方が開拓といいますか、開墾をして、一代で開いた土地なんです。本来ですと、その後継者なりが農業をやっていただければいいんですけども、こういう情勢の中で、なかなか中山地区でも非常にいい土地なんですけれども、正直言って作り手がいないという状況の中で、今やっている地域計画の中でも、その土地をどうするかということはいろいろ検討はしているんですけども、なかなか作り手がいないという状況の中で、たまたま今回こういった非常に難しい問題が出たんですけども、経営者の、経営者といいますか、地主のお二方、この人たちはきょうだいなんですけれども、開墾された方の息子さんと娘さんです。私の同級生ですので、よく知っていますけれども、非常に後の後継者もいないということの中で、非常に自分たちとしても困るということで、いろいろなことも考えたようなんですけれども、最終的には土地を売って何とかしたいということに結論がされたようですので、ちょっと考えますと、非常に太陽光っていうのは自然災害に非常に弱いというようなことで、問題もあるんですけども、先ほど藤井さんのほうから話があったように、そういった異常災害に対する対策も、計算上ですけども、講じていただけているということなものですから、お二人と話した中で、申請が上がってきたものについては、仕方がないといいますか、認めざるを得ないんじゃないかと。ご家庭の事情も考えますと、そういったような状況にありましたんで、よろしくお願ひしたいということでもあります。

議 長

ありがとうございました。

太田委員、追加のコメントはいいですか。

太田農業委員

ありません。以上です。

議 長

ありがとうございました。そういうことであります。

ほかの委員の方でこの5条案件、何か質問、意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

じゃ、ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、6件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第269号から274号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第275号及び276号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

農業委員会事務局の麻生です。

着座にて失礼します。

総会資料7ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第275号、蟻ヶ崎2丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第276号、筑摩2丁目にお住まいの〇〇〇さんが承認を受けるものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

地元の委員の意見を伺います。

小林委員、続いてお願いします。

小林農業委員

蟻ヶ崎2丁目の〇〇さんですが、先週の土曜日、現地確認ということで行ってまいりました。果樹というか、こちらの畑はリンゴを先代、先々代にわたって四、五十年の上にリンゴを作られているということでございます。この時期なもんですから、もう剪定が終わって、枝もきちっと整理をされて、もちろん下の畑は整理をされて、いろいろ問題ないと思っております。場所が場所なもんですから、ここに位置図があるように、参考にさせていただきたいと思うんですけれども、最終ページなんですけれども、深志高校の西なんですけれども、いわゆる市街地の真ん中で、これだけ大きくリンゴを、旧市でも1番、2番に広い面積になるわけなんですけれども、百姓の苦勞がしのばれるというか、リンゴ作りの苦勞がしのばれて、苦勞をしているなという感想を持ちました。今後、この畑が彼を、またさらに後継者ができて、栽培をされていけばいいなという反面、課題もしょっているというのが実質の感想でございました。

それから、276号の筑摩の〇さんですけれども、連日ということで、次

の日に、日曜日に現地確認をしてまいりました。こちらは畑ということで、ご自分の宅地の中ということで、野菜を本人作られており、この時期だもんですから、きれいに整備をされていたということで、この時期ですので、整備されて、問題はないということでございました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

全体の委員の皆さんで質問、意見等ありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第275号及び276号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、農地に関係する報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いします。

麻生主任。

麻生主任

それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料8ページからご確認ください。

8ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、9ページから13ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、35件、14ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1件、15ページから16ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、21件、17ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、18ページから20ページ、農地法第5条の規定による届出の件、9件。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明

のとおりご承知おきをお願いいたします。

農地に関する事項が終了しましたので、ここで暫時休憩といたしますが、再開は3時10分から再開いたしますので、お願いします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長

それでは、定刻になりましたので、議事を再開いたします。総会を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、報告事項のア、山林化農地に関する非農地判断の結果についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

早速資料21ページになります。ご覧ください。

この報告の要旨としましては、令和5年度、皆さんにパトロールをしていただいた農地のうち、山林化、原野化を進める農地をこのたび決定しましたので、報告するものです。

2、経過ですけれども、昨年の11月の定例総会にて実施方針をご報告しまして、それ以降、こちらで精査を経まして、対象農地を仮決定しました。

今年の1月には、その仮決定した所有者宛てに事前の通知を送付しまして、山林、原野化することへの異議を申し出ていただく期間を設けました。

この異議申出の期間に17筆ほど山林、原野化に同意しないという連絡をいただきました。理由としては、治水対策を行なったら耕作を再開したいという意思がある。栗、ワラビ、たらの芽など、きちんと管理をするから耕作をしていきたいというようなものがほとんどでした。このようなお申出いただいた方に対しては、今後も農地として保有する意思があるようでしたら、少なくとも草刈り等の管理保全は行っていただいて、周辺への影響が出ないように、ぜひ気をつけていただきたいというようなお話を私のほうでしております。また、非農地化には同意するけれども、農振農用地、青地からの除外はしないでほしいというような方はいらっしゃいませんでした。

2月15日に事務局決裁で最終決定を行いまして、来月の18日には正式な非農地通知書というものを発送する予定であります。

3番、結果ですけれども、令和5年度は最終的に筆数368筆、面積19.2ヘクタールを非農地といたします。地区別の詳細は23ページ、筆ごとの明細は24ページ以降でご確認をお願いいたします。

最後に、非農地判断後の事務局の事務処理内容ですけれども、処理が進みますと、対象農地は令和7年度から課税区分が一般山林という課税区分に

変更されます。青地は除外の進捗が進みまして、山林となったものは森林台帳に登載される予定です。

農地台帳の整理、私のほうで3月末までに行いますけれども、この整理を行うことで農地台帳から農地が削除されますので、その翌日から現地確認アプリ、農地ナビでその土地が表示されなくなってしまうと思います。最近、農地ナビが大変浸透してきておりますので、急にこちら非表示になってしまうことについて、今後ご意見などいただく可能性がある点に注意していかなくてはいけないと思っております。

すみません、簡単ですけれども、私からのご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長                   ただいま事務局から説明がありました。  
皆さんのほうで質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長                   よろしいですか。  
それでは、ご承知おきをお願いしたいと思います。  
次に、報告事項のイ、令和6年度農業委員会行事予定（案）についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
草田係長。

草田係長               農業委員会事務局の草田です。  
着座にて失礼いたします。  
資料33ページをお願いします。  
要旨についてですが、令和6年2月時点の来年度の行事予定（案）について報告をするものです。  
主な行事予定の（1）、定例総会ですが、4月、5月、6月、7月、8月、11月、3月の総会につきましては、推進委員も招集し、「研修会」または「最適化推進に向けた情報交換」を開催したいと考えております。  
（2）臨時総会についてですが、8月9日に臨時総会を予定しております。農業委員への辞令交付、推進委員への委嘱状の交付を行う予定になっております。  
（3）県外視察研修についてですが、5年度と同様、1泊2日の予定で計画しています。予算案としては、バス借上料40万円を計上しています。  
（4）松本市農業活性化シンポジウムの開催について。隔年で開催してきており、来年度、農閑期の冬に開催を計画しています。予算案としては、講師等謝礼で17万5,000円を計上しております。  
（5）ブロック別研修について、今年度と同様、タブレットを活用した利用状況調査の方法について研修を予定しております。5月頃になる予定です。

3、地域計画についてです。

既に地区で話し合いに参加していただいている委員さんもいらっしゃると思います。引き続き協議の場に参加していただき、地域計画策定に向け、ご協力をお願いしたいと思います。

目標地図素案（案）についても、近いうちに委員さんのほうに提示をしていきたいと考えております。

次のページをおめくりください。

4、ブロック活動について。

新年度のブロック活動の内容については、現在、ブロック長を通じて取りまとめをお願いしています。3月の総会までに計画書の提出をお願いします。8月に委員改選がありますが、ブロック活動についても引き継いでいただく方向でお願いいたします。

5番、令和6年度の行事予定（案）については、その次のページの35ページです。

36ページには定例総会の開催予定（案）が記載されておりますので、ご確認をお願いいたします。

今回、このこちらの予定には記載はありませんが、4月10日に市長との懇談会を予定しております。現時点で予定している出席者は、会長、代理、場合によっては役員の方にも出席をお願いするかもしれませんが、4月10日に市長との懇談を予定していますので、ご承知おきください。

4月30日の定例総会の後に懇親会を予定しています。市長や議員の方にも出席をお願いする予定です。多くの委員の皆さんに出席をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員改選後の役員体制については、2期目の委員さんで選考委員を組織し、協議したいというふうに考えています。また具体的な日程等決まりましたら、ご案内しますので、お願いします。

また、先日の総会でも少し話が出ましたが、遊休農地等でやられている〇〇〇さんとの懇談についても検討しています。現時点では、来月、3月の総会の事前に意見交換会という形で懇談ができればというふうに考えております。まだ先方の予定等確認ができておりませんので、先方と相談し、調整ができ次第、またご連絡をしたいと思っています。

以上であります。

議 長

ありがとうございます。

そういうことで、今、ここに書いてない内容も係長からお話ししていただきましたけれども、誰がリーダーになるにしろ、4月10日に、まずどういう形か分かりませんが、新しい市長と、従来はあんまりやってなかったんですが、代理と僕、もしくはそこでちょっとメンツと内容をちょっと鑑みながら、役員の皆さんにご足労願う場面もありますが、現状と方向性等、それをまた共有した中での出発したほうがいいということで、向こうの相手はまだ名簿出てきていませんが、しっかりやりたいと思いますので、お願いしたいということと、それと長らくなかったんですが、4月の定例総

会、フルメンバーに来ていただいて、そのときには市長と皆さんと、最適化推進委員と議長と担当委員の委員長と、それと事務局の中での歓送迎会と併せて、盛りだくさんで一発でかくやりたいと思うんで、またその辺も了解しておいてください。まず丈を取るということを主眼に置きますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、ちょっとこれ、本質からずれるかな。田中さん、さっき農地パトロールの件も言いましたけれども、ここには書いてありませんが、農地パトロール、我がメンバーでまた8月の改選の前、6月、7月末までにそれぞれやって、次のチームに渡すというようなこともまた念頭に置いておいていただければいいと思います。

それと、今申し上げていることを来月最適化委員も見えますので、また繰り返しますので、またお願いしたいと思いますし、卒業旅行なんですけれども、それぞれ役員で検討しまして、うちのチームは窪田代理がその窓口になって具体的に、今日、のっぴきならない事情で顔出せませんけれども、先頭立って、また事務局と相談しながら、できるだけアンケートに沿った内容で行きたいと思います。

それと、お別れ旅行、研修旅行1回ですので、メンバーというか、希望を見ると、6月、7月くらいに1泊2日、2泊3日、その辺の中で、それぞれまた意見を伺いながら段取りしますので、またその分についてもよろしくお願いしたいと思います。

今、議題、草田係長が説明したのと、また僕が申し上げたことを含めまして、何か皆さんあったら、お願いしたいと思います。

じゃ、中川委員長。

中川情報・研修委員長 情報・研修委員会からです。

主な行事予定の3番と4番です。県外視察研修、それから農業活性化シンポジウムの開催ということで、今、草田係長のほうから計画をしていますというお話でしたが、やることを決めているというだけで、中身についてはまだ何も検討しておりません。

恐らくタイミングからして、シンポジウムは冬、それから視察研修も恐らく冬、いろいろスケジュールとか考えると、そういうふうになってくるんじゃないかと思うんですけれども、今日はやりませんが、次の情報・研修委員会ですね、実施するのはこの次の代になるわけなんで、今の代でどこまで準備をしておこうかということを次の情報・研修委員会でちょっとお話しする予定でありますので、ざっとこの2つは冬になるなということと、計画してませんので、まだ。これから計画しますということで、ついては追ってご案内を申し上げますと、そういうことでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長

ほかに皆さんのほうから何かありましたら。

じゃ、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

すみません、先ほど少しだけ地域計画のお話触れていただきましたけれども、私、安曇野市のほうにも農地が五、六町歩あるもんですから、そちらの会合ももう出ています、実は。

ちょっとそれぞれの松本市、安曇野市とのやり方の違いも当然あるとは思いますが、安曇野市のほうは、各地区での全体に対する説明会がもう始まっています。もう何回かな。結構10回くらい計画して、もう既に動き出しているところです。

梓川地区についても、担い手を含めた説明会を実施したり、農地をお持ちの皆さんの今後の意向調査ということで、アンケート調査を昨年中に実施しました。その内容をなから取りまとめが終わった段階だもんですから、先ほど会議の前に草田係長には少しお話しさせてもらったんですけども、いよいよ目標地図の素案をどういうふうにこさえていくのかっていうところをちょっと協議させていただかないと、この後地元へ話をするにも、何の地図もない。示すものもないまんま、ただ話だけというふうに入っていけられないもんですから、ある程度進んでいる例えば梓川の場所であれば、地図を誰が作っていただけるのか。農業委員会事務局で作ってくれるのか、あるいは農政課で作るのか、どんなソフトなのか、市の管理しているGISのソフトを使うのか、ちょっとその辺も含めて方向性をちょっと示していただいて、それを基に次の地元の説明会とか計画していきたいもんですから、そのあたりも含めてお願いしたいと思います。

議 長

じゃ、希望というか、それでいいですね。

倉科農業委員

はい。

議 長

草田係長、何かあったらお願いします。

草田係長

目標地図についてですが、先日も農政課と調整をして、役員会で諮ったところです。

目標地図の素案につきましては、農業委員会事務局で作成する方針です。

ソフトにつきましては、全国で推奨されている農業委員会サポートシステムを使って行います。

既に地区に入って現況地図ということで、令和2年2月の人・農地プランときに行なったアンケートを基に作成した地図をお配りして、示しているところですが、そちらについても農業委員会サポートシステムを使って作成したのになっています。

主に目標地図の素案につきましても、意向調査を基に地図を作成して、そこに農業経営縮小の方だとか、廃止の意向の方だとか、もしくはアンケートの回答がなかった方っていう方については、拡大意向の方とか、現状維持の方でやっていただける方を上に乗せていくというような作業になろうかと思っています。



色の配置につきましても、また具体的なものを提示しながらご説明させていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

議 長                   じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員       それにも関係すると思うんですけども、先月、水田の営農計画書ってのが各農家に回って、あれは農政課のほうから出ているんですか。そこに農地の今後の、あれは題名何だったかな。1枚のアンケート用紙が入っていたんですよね、今後のうちをどういうふうにご利用していく予定でいるのかというふうなことで。

あのアンケートは、これはどういうふうにご利用されるんですか。先ほど、今話の出た目標地図の素案をつくるという、そういうふうなところにそのアンケートは何か反映されていくんでしょうか。どこで集約して、どういうふうにご利用するのか、そこが全然分からなかったんですよね。

議 長                   じゃ、草田係長。

草田係長           農政課から聞いた情報ではありますが、本郷地区につきましては、農協さん等の意向もありまして、別途でアンケートを行なったというふうに聞いています。そのアンケートを基に、目標地図に反映させていくというふうなふうには聞いています。

ただ、今回、本郷地区だけで行っていますので、全体としましては、人・農地プランのときに行なったアンケートを使って目標地図の素案はつくっていく方針であります。

以上です。

議 長                   よろしいですかね。そういうことで捉えていただければ。

柳澤農業委員       はい。いや、本郷地区だけっていうのは今初めて聞いたんですよ。何か全市的に行われているのかなと思ったんですけども、そういうことじゃないんですね。

草田係長           はい。

議 長                   基本的には、前回の人・農地プランの最後の水田営農計画書の中に入ったその意向調査にのっとって、今、現状進んでいて、どういうチョイスの中で本郷地区かというのは、その辺は把握していませんけれども、それは特化した中でのアンケートだと思います。

それと、ブラッシュアップって前段の挨拶で申し上げましたけれども、これは永続的にそれぞれの地域どうするかっていうのを考えていかなきゃいけないもんですから、これは次の段階は次の段階、前回のアンケートはア

ンケートってということで、それぞれの立場で進んでいくということをこの間農政課の担当とは話をしました。

じゃ、久保委員。

久保農業委員      ちょっと具体的にすると、何か……

議      長      うんとでもいいだね。

久保農業委員      四賀地区で前回、多分、二村さんもいらっしゃったっけ。その前だったかもあれですが、農家組合の組合員を集めて、農政課から忠地さんとか何か来て、人・農地プランだか、こういうやつがあるよって言って、カラーのやつを皆さんに配ったけれども、一応私は立場として分かっているけれども、ほかの人はただポカンとして、何だってというような感じで終わっているんですが、実際はブロック別か何かで説明会をさっきどこかで、梓川か。倉科さんのところ、するとか、せんとかっていうのは、主体は地域づくりセンターですか。

議      長      農政課。

久保農業委員      農政課が首領で、当然地域づくりセンターのほうへ、四賀だと、そのセンターに話をかけて、各、四賀だと大きく分けて4つのブロックになりますが、その地区ごとに説明会をするっていうふうな感覚でいいですか。

議      長      そのとおりだと思います。いいですか。

久保農業委員      全然進んでないもんで、四賀は。

議      長      だって、19地区それぞれのそのね、倉科委員もおっしゃったとおり、その辺の進度はまちまち、19。ただし、あと4つだけ、最初の緒に就いてないと言った。その後、あと1年あるもんで、何しろこれが知らなきゃ困る。農家の皆さんが知らないためのリスクを負うようじゃ困るから、そこだけはこの1年かけた中でしっかり農政課でも取り組んでくれ。それに対する全面協力は我々がするというので、そり合わせは役員の上では終わっています。

それで、その後また3月、4月と全委員の方に言いますので、その辺をちょっと整理しながら、またそれぞれご提示申し上げればと思いますので、お願いしたいと思います。

久保農業委員      いや、そのところね、ちょっと私も農政課とよく進め方が、つまり地域計画について、各農家に周知徹底させるというか、正直言うと、その説明会も全く開かれてないんですよ。いや、特定の人知っているんですけども。

あと、その地域計画に基づいて目標地図を作っていくというあたりは、誰が旗振り役なんですかということを農政課とちょっとこれ、電話で話をしたときには、正直なところ、農政課も人が足りない、松本市内でやろうとすると。だから、何かあんまり分かったような分からなかったような説明だったんですけども、今のうちに、とにかく我々が協力していく、あるいは場合によっては一緒になってやっていかなきゃいかんという思いはあったとしても、まず掛け声をかけて、そういう地域計画なり、その計画の目標地図を作るということについてのきちんとした説明は農政課に任せると。あるいは、農業委員がやるんだと。そのところがちょっとはつきりしなかったんで、今のお話ですと農政課ということでもいいんですね。はい、分かりました。

議 長

ずっとね、去年の春先かな。ここはやったんですが、基本的には法律もそうですし、市町村が旗を振る。我々は素案をつくるというのが明確。ただ、我々、人ごとじゃいけんで、そんな素案は、それは事務局でつくって、それで完結だということじゃないけないで、全面的に委員としては協力するし、もし要請があれば、出番はあるよっていうことを今の段階では理解しておいていただくということだと思います。

また、局長、またその辺のそり合わせ、また、今さらだがね。まあ、いいや。今さらでも言って確認しておくことにこしたことはないで、そこはやっぱりそれで第一次は来年の4月までにはつくる。計画……、そんなこと言っちゃいかん。これ以上言わん。そういうことで、ちょっと理解をしておいてください。

よろしいですか、行事の計画。いろいろそれぞれ皆さんから意見賜りましたので、またつなげるところはつなげるで、精いっぱい任期はやりましょう。農地パトロールも含めた中でのそういうことです。

それでは、本件はただいまの説明のとおりですので、承認おきをお願いしたいと思います。

次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

37ページ、主要会務報告であります。

2月5日、松本市農業再生協議会総会、松本市農業振興地域整備促進等協議会に役員の方に出席をしていただきました。

2月8日、長野県農業会議正副会長会議に会長に出席していただきました。

2月14日、農業活性化推進研修会に委員と推進委員さんに出席をしていただきました。

2月16日、先進地農業視察研修が高森町と松川町で行われ、松塩筑安曇農業委員会協議会の代議員の方に出席をしていただきました。

2月20日、長野県農業委員会女性協議会研修会に二村委員に出席をして

いただきました。資料は、女性委員というふうな前回のものがそのまま記載されております。二村委員に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。申し訳ありません。

2月21日、役員会が開催されております。

2月27日、JAあづみ組合員代表者集會に会長に出席をしていただきました。

38ページ、当面の予定をお願いします。

3月21日は現地確認で、河野委員と濱委員になっております。

3月26日、長野県農業會議臨時總會に会長に出席をしていただく予定です。

以上であります。

議 長

これに対して何か。

じゃ、二村委員、お願いします。

二村農業委員

今、いただいた2月20日に女性協議会の研修会があったので、私、飯島町まで行ってきました。そのときのことで、もうあまりにも悲しいことがあったので、ぜひここで話したいと思うんですけども、実はここにもあるんですけども、「今こそ農業委員会に女性の力を」って、こんなようなものがいっぱいありまして、私、ここの支部長もやらせていただいているので、本当に勉強したり、みんなにいろいろなことを伝えたいなどと思って、すぐこの研修会には行きますということで、ここの事務局にはお願いしました。

行きましたら、飯島町というところ、初めて行ったもんですから、文化会館というところが、いっぱい建物があって、どこか分からなくて、ほかのところはみんな事務局がいらして、1人でも2人でも3人でも、長野とか諏訪とかの車で行かれて、それはしょうがないなどと思って、私、一人で行きました。事務局が受け付けをして、並ばれていて、私もそこに一人で並んでいったら、「松本の二村です」と言ったら、「あっ。すみません、松本は申込みされてません」と言われて、私も本当悲しくて、その後いっぱいいたので、どうしようかと思って、農業委員会に電話したら、申込みしたって言われたので、お願いして、そうしたら「資料はあるので、どうぞ」って行きました。

私、農協の理事9年やらせていただいて、いっぱいいろいろなところに一人で行けってというのは、車で行くのも、もうそれは何遍も経験しているし、いいと思うんですけども、さすがに申込みされてないっていうときは悲しくて、頼んで入れてもらおうというのも初めてで、その後、ここにあるんですけども、お電話、これ、事務局から私のほうにメールが来ているので、先ほどのお電話の件、下記のとおりメールを送信しておりますので、これ、農業會議の農政の、農地部の農事部の森住様にご確認いただければ大丈夫だと思います」って来たんですよ。だけれども、私にすれば、これ、聞いていただかなきゃいけないと思うし、そのほかにも、私、支部長なの

で、その前の会議があつて、そこで何を本当は話されたかっていうのも、私、そこに出席しなきゃいけなかったと思うんですよ。その話をしようがないので森住さんにお話を聞いていたら、「あっ、二村さん行く必要ないです」って言うんで、「えっ」って言ったら、「安曇野市の〇〇〇〇さんが支部長さんなんで」って、名簿が変わってなかったんですよ。あまりにも悲しくて、今日お話しするんですけども、本当に一生懸命やろうと思って、一生懸命行って、いろいろやろうって本当に思っているんですが、もう全部これだと本当にやる気がなくなるというか、やりようがないってというか、なので今日皆さんにお話し、どうしてもお話ししたいと思って今来ました。

以上です。

議 長

お疲れさま。  
じゃ、局長。

村山局長

今のお話ですけれども、こちらは大変お恥ずかしい話で、ちょっとすみません、事務局内もオーソライズされてなくて、二村さんがそういう目に遭ったということすら、すみません、私、存じ上げてなくて、というようなことで、このようなことになったんだと思います。

ちょっと改めまして、ちょっと事務局体制といいますか、どんなことで二村さんそういうことになっていて、どういうことでその連絡が伝わってなくて、こういう、二村さんが今おっしゃるような悲しい目に遭ってしまったかということ、ちょっとこちら、今日持ち帰って、検証をして、このことだけではないと思います。たまたまこれが露見したというか、表に出ただけの話で、常々行なわれていることの中でそういうことが起きているんだと思います。起きていることが多いんだと思います。なので、ちょっとすみません、大変この場で申し訳ないですけれども、まずはおわびをして、それからこういうことがないようにということで、再度体制について勉強をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

草田係長。

草田係長

このたびは大変失礼いたしました。

今、私が知っている情報だけでもお伝えはしたいと思っております。

申込み自体は担当のほうから確実にされていて、県の農業会議のほうから、今日、昨日、連絡があつて、申込みは確実にされていると。ただ、その申込みを処理する段階で、ちょっと手違いがあつたようで、その一覧の中に二村委員の名前が記載がなかったということで、謝罪がありました。

前支部長との間違いについては、こちらでも改めて確認をして、またご報告させていただきたいと思います。

大変失礼いたしました。

議 長

これ以上引っ張らないが、あっちゃいけねえことだで、これは腹据えてやってもらわないと、我々、仕事もできねえとこだで、ありがとうございます。本当にそこはやっぱりね、緊張感を持ちながらいかないと。

よろしいですか。これはこういうことで、いや、全体でまたご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、その他の項目に入ります。

農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。

寺戸（松本農業農村支援センター）課長補佐 お世話さまです。農業農村支援センターの寺戸です。いつもお世話になっております。ありがとうございます。

私のほうから、お手元に令和6年2月の資料ということで、今日お持ちしていただいているかと思っておりますので、そちらのほうでご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1枚目の最初のページに概要を載せさせていただいております。

皆様ご承知かと思いますが、今年も暖かい冬になっているかと思っております。年明け以降も1度以上は平年よりも高いというような感じで来ておりまして、作物全般に前進傾向かと思っております。この後、生育が進んでおりますので、凍霜害等が心配なところかと思っております。

向こう3か月の天候の見通しということで、そちらに気象庁の概要を載せさせていただいておりますが、やはりこの後3か月も高いような表になっておりますので、また気象情報などをご確認していただきながら、農作業を進めていただければと思います。

2番目に、松本の気候変動ということで、めくっていただきまして、1ページ目から3ページ目のほうなんですけれども、こちらのほうに、毎年のようにもう異常気象とかってというようなことが言われて、当たり前になってきているんですけれども、この温暖化というのが進行するとどうなるかっていうのを気象庁のほうでシミュレーション、これまでの100年間を示したものが3ページに、ちょっと私のほうで改変しているんですけれども、3ページからのものになっています。

松本市の場合、この100年で2度上昇しているということで、一般的に100メートルで0.6度気温が下がっていくというような、100メートル高くなると0.6度下がっていくというようなふうに言われているので、松本市は今、標高が600メートルだと思うんですが、100年前だと、多分松本市の気候というのは、今の900メートルぐらいのところというと、もう八ヶ岳のあの辺りですね。茅野とか諏訪、諏訪の山のほうですね、そちらの辺ぐらいだったんだらうなということが分かるかと思えます。

3ページ目に平均気温は上昇しているということで、だんだんに上がってきているのが分かるかと思えます。真夏日というのが真ん中のグラフになります。真夏日もやっぱり増えてきているなということで、一番下が真冬、冬日ですね。冬日の日数ということで、冬日もだんだん今度日数的には下がってきているということになります。

次のページに降水量というので、これまでの100年間の降水量の推移ということで、若干少くはやっぱりなっているという傾向になっております。

この後、気候はどうなっていくのかなという松本のこれからなんですけれども、これについては、シミュレーションが4度上昇した世界と2度上昇した世界というふうにシミュレーションが気象庁のほうでされております。

これでちょっとグラフがまたややこしくなるんですけれども、一番下のグラフで棒グラフがあるかと思うんですが、年、春、夏、秋、冬と季節ごとのものになっていますが、一番右側がどの季節のグラフも4度以上の場合のシミュレーションです。低い棒グラフのほうは2度上昇した場合のシミュレーションのグラフになっていて、要約しますと、平均気温だと、この後2度以上上昇する場合は、平均気温が1.4度で、4度以上上がっていくよというシミュレーションの場合は、4.6度上昇していくというようなことで、特に秋とか冬に高くなっていくだろうというような結果になっております。

1.4度ってなったらどれくらいかというと、これも先ほどの標高でいきますと、今600メートルなんですけど、250メートルぐらいの標高のところの気温になっていくと思いますし、4.6度上昇すると、もう海拔以下というような、700メートルぐらい低いところ、ここよりもというようなことで、もう海拔ぐらいの気温になっていくというふうなイメージかと思います。

次のページに降水量ということで、降水量のシミュレーションも同じく一番右側が4度上昇、真ん中が2度上昇というようなもので見ていただければと思いますけれども、最近も夏場すごく多いんですが、バケツをひっくり返したような雨っていうのがこれまで以上にやっぱり頻度が増えてくるし、雨の降らない日っていうのも増えてくるというような結果になっていて、この後、みどりの食料システム戦略とか、そういったことも出てきて、皆さん、農業の世界でも地球温暖化に対しての対策っていうのがいろいろ進められてきてはいますが、このままで行きますと、確実に気温、農業、これまでの農業を続けていくというのが非常に厳しい世界が待っているのかなというのがあるかと思います。

すみません、今年、今年というか、昨年かなり暑かったので、ちょっとこういった情報を今月はお持ちさせていただきました。

めくっていただきますと、今度、研修会のお知らせになります。

こちらにつきましては、経営継承の研修会ということで、3月7日に開催いたします。開催要領を見ていただければと思いますが、そちらの内容です。ね、中小企業診断士の方からと、それ、実際の事例報告ということで、上伊那のほうでやっていらっしゃる、これはリング農家さんになりますけれども、その方をお呼びしてのお話になります。

参加の申込みが2月29日と、本日になっているんですけれども、一応この後でも大丈夫ということになっておりますので、もし興味のある方いらっしゃいましたら、一番下の申込先、こちらの支援センターになりますが、

お申込みいただければありがたいと思います。

私のほうからは以上です。ありがとうございます。

議長

ありがとうございました。

じゃ、その他に行きます。

事務局から連絡事項、お願いします。

草田係長

お願いします。

本日お配りしましたカラーの印刷刷りの1枚のものです。雇用就農資金のご案内です。長野県農業会議から周知の依頼があったものです。

農業会議で行なっている事業だそうです。対象は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人に対して資金を援助するものです。具体的には、雇用した就農者の農業就農または独立就農を支援するタイプ、それと新しい法人を設立して独立を目指す方を支援するタイプということになっております。詳細につきましては、農業会議にお問い合わせいただくような形になります。お願いいたします。

続きまして、温暖化講演会についてです。

先月の総会で色紙を配付してご案内しました地球温暖化と農業に関する講演会についてです。

農政課で講演会を企画していただいておりますが、参加申込みが少ないというふうに聞いております。先ほども話がありましたが、地球温暖化が農業に与える影響について理解を深め、今後の農業について考える機会であり、専門家によるお話を伺える貴重な機会です。こちらは11月に提出した意見書が基になっているものです。ぜひ農業委員、推進委員の皆様、出席をお願いしたいのですが、まだ参加申込みをされていない方で参加予定の方がいらっしゃいましたら、事務局のほうでまとめて申込みをしたいと思います。希望の方がいらっしゃいましたら、挙手でよろしいですか。何人いるかということで把握したいと思いますので。

ありがとうございます。じゃ、こちらで人数報告しておきたいと思います。

また、農政課からは、参加の申込みが少ない状況なので、申込みがなくてもご来場いただきたいというふうに言われています。資料を準備するための人数把握というふうに聞いております。

委員の皆様には、周りの農家の方、二、三名の方、声をかけていただいて、より多くの方に講演を聞いていただけるよう働きかけをお願いいたします。

今日、出入口のところにもチラシを少し持ってきておりますので、ご希望の方はお持ち帰りいただきたいと思います。

日時は、3月7日の木曜日、午後1時半から、場所は波田文化センターのアクトホールです。駐車場につきましては、波田支所の駐車場に停められるように調整をしておりますので、できるだけそちらの波田支所の駐車場で、国道沿い側のほうに駐車をしていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

それと、毎月のお願いで恐縮ですが、欠席委員の資料につきましては、各



地区でお持ち帰りいただき、会議の結果と併せておつなぎいただければと思います。

また、農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

ここでちょっと皆さんにおつなぎ申し上げたいんですが、去年の意見書の中で、プラットフォームの関係で、我々の代表として柳澤委員と梶原委員に出ています。その辺の進捗状況と我々が協力できることがあればということで、柳澤委員からこの辺の経過と内容について、ちょっと説明してください。

柳澤農業委員

まだいろいろ現在進行形中で、あんまり詳しいことはお伝えできないんですけれども、去年の11月に一昨年の意見書に基づいて農業課題を解決するプラットフォームというのができて、スタートしております。

実際には、そのプラットフォームの中にコア会議というのができてまして、今、7名のメンバーで、11月からこのところ2月に3回コア会議を開催してきております。コア会議のメンバーは、行政のほうから高野部長と長谷川課長、それから農業委員から梶原さんと私、それから農家の代表として、今井の横山さん、横山さんが、かなり手広く果樹や、それから水田やっている方ですけれども、そのほかには信州大学の先生方が2名出てきてコア会議を設置して、そこで取り上げるべき農業課題を3回にわたっていろいろ意見交換をしてきました。

横山さんは、どちらかというところの方はリンゴを中心とした果樹と、それから水田ですね、かなり広くやっておられて、簡単に言えば、平地で大きく農業をやっている方の代表だというふうに考えてもらえばいいと思います。それから、梶原さんと私は中山間地で農業をやっている、そういった立場から、いろいろ課題を出してっております。

それで、その課題を3回のコア会議の中で一応抽出して、ただ、それらを全て一度にやっていくことができないので、その中で、課題ごとに専門部会を設けて、その専門部会でいろいろ具体的にアクションを起こすところまで持っていくんですけれども、そこに適した人材をこれからいろいろお願いしていくという状況です。

平地のほうでは、やっぱり後継者不足というのはどこでも同じように大きな課題なんですけれども、後継者といっても、本当に新規に就農する人と、それからあと新規就農者を指導する人ですね。そういう人たちのやっぱり人材が不足しているんですけれども、そういうものをベースにしながら、やはり1つの課題として今、動き出そうとしているのは、松本の農業が広く知られていないというか、これは他府県、長野県の中もそうなんですけれども、他府県に対して。ですから、まず取り組みやすいというか、取り組みそうなところから、そういうアグリツーリズムというふうなものを少

し企画して、そしてそれを進めることによって、内外から松本の農業を知ってもらって、そして就農機会を設けていくと。もちろんそういうことをやろうとすると、土地を準備しなくちゃいかんとか、住宅を準備しなくちゃいかんとか、もちろん新規就農者の指導をする人たちもやはり必要ですから、いろいろあるんですけども、まずそのアグリツーリズムということからスタートしてみようということで、これの検討部会が3月のいつだったかな。3月に入ってから具体的にそういうことで、じゃどういう人に集まってもらったらいいのかということで、その打合せを開くことにしております。

それから、どちらかというと中山間地についてもいろいろ課題が出てきているんですけども、1つは、やはり中山間地の農地でこれから野菜等の作物を作ったときに、その出口をどこに持っていかってということが1つやっぱり課題なんで、まず事例として、具体的に取り組みやすいというか、取り組みそうなところとしては、学校給食ということをや1つ今、取り上げようとしています。

具体的には、梶原さんの地元の四賀辺りで、あそこは小・中学校の学校給食といっても、そんなに規模が大きいわけではない。松本市内では、既に波田辺りでも給食センターを中心に、あそこは1, 300食くらいかな、やっているんです。ただ、それが地産地消というか、地元で作られるお米や野菜ということでは、それはごく限られていて、かなりやっぱりほかから持ってきているということがあります。

ですから、1つ、ここの検討課題の中では、四賀をモデルケースにして、四賀で作ったできるだけ安心・安全な食材ということで、無農薬、それからできれば有機で育てるということなんですけれども、いきなり最初からそういうところまで行きませんから、そういったことに協力していただける農家の方とか、それからまた、もちろんコストの問題も一番大きいと思うんですけども、学校給食っていうのは、もう値段が決まっていますから、その中で収めようとする、かなりやっぱりコストの問題が出てくるけれども、恐らく受け手側と供給する側とのコストのギャップをどうするかというようなことも出てくると思います。そういうことを具体的に検討していくための人材というか、人たちの、ようやくこの間のいつでしたかな。先月の2月27日だったかな。ここにおられる久保さんとか、それから大澤さんあたりも、たまたま地元なんで出てきていただいて、それで少しどういう人に出てきて検討してもらったらいいのかということが、そんな話合いが進められたということです。

今年度中に平地の比較的大きくやっている農業の課題と、それから中山間地での農業の課題、これを検討部会を具体的に起こして、一步進めるということまで持っていこうということで、今、いろいろ検討している最中です。

はっきりすれば、来年度はこんなところから取り組むと。もちろんほかにもいろいろの課題があるんですけども、いきなり全部を同時並行的に進めることはできないので、一步一步とにかくやってみて、その結果を見な

がら、さらに先に進んでいこうと、こういうことにしております。こんな  
ことでいいですか。

議 長                    ありがとうございます。  
                          そういうことで、また我々も手伝えることがあったら、またそれぞれして  
                          いただければと思います。  
                          全体を通して何か皆さんのほうであったら、お聞かせください。

[質問、意見なし]

議 長                    以上で本日の案件は全て終了しました。  
                          円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。  
                          議長を退任させていただきます。  
                          ありがとうございます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長                    \_\_\_\_\_

議事録署名人    1 4 番                    \_\_\_\_\_

議事録署名人    1 5 番                    \_\_\_\_\_